

Title	ロシア史の時代区分に関する一試案 (二・完) : 七世紀後半より一七世紀初頭まで
Sub Title	On the chronological division of Russian history from the beginning to the seventeenth century
Author	中澤, 精次郎(Nakazawa, Seijirō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1951
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.24, No.12 (1951. 12) ,p.28- 39
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19511215-0028

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ロシア史の時代區分に關する一試案 (二・完)

——七世紀後半より一七世紀初頭まで——

中澤精次郎

はしがき

第一章 キーエフ・ルーシ

第二章 スズダリ・ルーシ (以上前號)

第三章 モスクワ・ルーシ (以下本號)

むすび

三 モスクワ・ルーシ

スズダリ・ルーシの初期、モスクワ領有地 (Московский уезд) は、モスクワ河畔の極めて小さな一領有地にすぎなかつた(註1)。しかしこの地は、クリヤジム河 (Клязьма)、モスクワ河の水運にめぐまれ、又、キーエフ、ノヴゴロド、ウラヂミール等の諸都市に通ずる陸路の接續點に位した(註2)。しかし一二・三世紀頃は、この地理的條件が、モスクワ領主にとりそれ程有利な條件とはなつていない。むしろ他の自然的社會的條件によつて(註3)、南方遊牧民の危險から隔離されたために、この地方は好適な植民地となつていた。従つて人口は稠密であつた。

このため、モスクワ領主は、他の領主より以上のオプロークを、收取することが出來た。しかも、まもなく地理的條件の

影響が、ロストフ・スズダリの地の政治的經濟的發展に應じて現われた。すなわちモスクワ領主は、諸領主に比較してより多額のタムガ (Тамга) —— 關稅 —— を得ることが出來たのである。(註4)。かくしてモスクワ領主は、まず富力の點で諸領主に優越して来た。

しかし、その富にもかかわらず、弱小の領主であることが、老獪なタタール汗の好意を、受けるに足る條件ともなつた。その富は汗のヴァスカーク (Васкак) —— 徵貢使(註5) —— となるに應しく、その無力さは、それだけ汗にとつて、危険の少いことを意味したからである。カリター (Калита) —— 金袋 —— の異名をもつ、イワン一世 (Иван I, 1328—1341) (註9) は、ルスにおける大侯の地位を獲得した。

又、同様の理由で、ギリシヤ正教會 (Восточная Церковь) が、モスクワ領主に接近した。モスクワは、大司教の所住地、ギリシヤ正教會の首府となつた。従つてモスクワ領主は、ギリシヤ正教會の保護者の地位も、あわせて獲得したのである(註7)。以上述べた富と、タタール汗の支配權力、及びギリシヤ正教會の宗教的權威に基礎づけられて、モスクワ領主の優越性は次第に顯著となつた。イワン一世がカリターと呼ばれた同様の意味で、イワンの子、セミヨン (Семен, 1341—1353) は、傲慢王 (Гордый) と呼ばれてゐる。明らかに、「鞭と金貨の袋」(註8) に基く政策の結果である。

しかも、セミヨンの死後(註9)、イワン二世 (Иван II, 1353—1359) は、遺言(註10)を遵守し、勢力の充實に努めた。汗は、彼が諸領主に對してもつ裁判權を確認してゐる(註11)。Устав Дмитрия Донского (Димитрий Донской, 1363—1389) は、チャーリンの支持を受けて、スズダリ領主ドミトリ大侯から、再び、ヤリーク (Ярик) を奪回した(註12)。これ以後、モスクワ領主の大侯としての地位は、不動的なものとなつてゐる。

しかし、領主間の封建的闘争を通じて、モスクワ領主權力の伸長に貢献したその階級的基礎が、究明されねばならない。富又は汗の權力、あるいは宗教的權威もそれ自身は、モスクワ領主を、封建的闘争の勝利者とする十分な條件となり得ない。

からである。

第二章の考察は、その實力的基礎が、小作制的土地所有者層であることを明らかにした。そこでつぎにその小作制的土地所有者層——ポメスチキイ (помещики) にこのことがいふ。

奴隸主的權力——領主權力の強化が、バイーリンとの主従關係に、現われたことは既述したところである。しかし、領主は又より積極的な強化策をとつてゐる。すなわち、宮廷奴隸の軍事的使用である。領主は、農耕に使用する奴隸以外に、種々の奴隸を所有してゐた。例えば、執事書記あるいは造園師等である (註13)。これらの奴隸は、その職務の遂行上必要とする土地を興えられた。しかし、この土地は所有ではなく、職務期間中のみその保有が許されたのである。軍事奴隸もまたこれらの奴隸と同様に、その職務に對して土地の保有が認められた。ポメスチエ (поместье) —— 複數はポメスチイ (помещья) —— とは、このような土地を指すのである。

しかし、領主權力の強化、領主相互の排他性は、加速度的に加わる。強化は對立を惹起し、對立抗争はより以上の強化を要求してくる。従つてポメスチエの數は急速に増加した。同時に、ポメスチエ制 (поместная система) の普及は、バイーリンの身分に變化をもたらしてきた。

奴隸は、言うまでもなく身分的に不自由であるが、バイーリンは原則的には自由であり、その奉仕は、彼等の自由意思に基くものである (註14)。しかし、バイーリンは、その奉仕の代償——ポメスチエを受けることにより、當然、領主の拘束に服するようになった。このようにして奉仕、進退の自由は、徐々に消滅してきた (註15)。これに反して、奴隸の身分的解放が現われた。要するに、ポメスチエ所有者 (поместное звание) である奴隸と、バイーリンとの差違が、次第に消滅してきた。この頃すなわち一五世紀頃に、この土地所有形態が、ポメスチエ制と言う言葉で現われている。勿論、それは、實質的には一五世紀以前にさかのぼり、領有地時代、封建的分權的國家形態の時代に見出されるものである (註16)。

要するに、ポメスチイの發生的契機は、奴隸主的權力、すなわち領主權力の強化である。従つて、ポメスチイエ制の發達は、領主權力特にモスクワ領主權力の伸長であつた。モスクワ領主は、全ルーシの諸領主を、「その手中に收めた」(註17)のである。ポメスチイの發達に應しい諸條件を、モスクワ領主が、最もよくそなえていたからであつた。

しかし、ポメスチイの發達は、收取形態的發展の上に、重要な意義をもつてゐる。本來、ポメスチイエは、一時的保有を原則とする。従つて、他に世襲地を併有しない(狹義のポメスチイエ——例えば、軍事奴隸)が、これを小作制的に經營することは明らかであり、しかも、ポメスチイエ以外に、世襲地所有者でもあるバヤーリンは、その世襲地を小作制的に經營している。従つて、廣義のポメスチイエもまた小作制的に經營されたのであつて、當然ポメスチイには小作制的收取が支配したのである。しかも、御料地特に黒土が、ポメスチイに轉化してゐたのであるから、ポメスチイエ制の發達は、共同體的農民層の小作制的解消であつた。

従つて、黒土の小作制的解消が、封建的諸領主の内から、モスクワ領主を優越させたのであつた。すなわち、モスクワ領主權力は、ポメスチイエに、その階級的基礎を置くことによつて、封建的領主權力を解消してきたのである。更らに言い換えると、モスクワ領主權力は、ポメスチイエによる、黒土の小作制的解消の據點となつたのであつて、それ故に、モスクワ領主權力は、集權的支配權力、王權に發展し得たのである。つぎに、この過程を、モスクワ領主の諸政策を通じて説明してみよう。

モスクワ領主、すなわちポメスチイエの積極的要求は、まず諸領有地の獲得に現われている。すなわち一四七一年にノヴゴロド征服、一四七二年にベルム(Перм)領有地の獲得、一四七四年にロストフ領有地の買収がみられる。ついで、一四八五年にトヴェル、一五一〇年にプスコフ(Псков)一五一七年にリヤザンの諸領有地が併合された。その後一五二三年までに、チェルニゴフ、ノヴゴロド・セベルスキイ(Новгород-Северский)の諸領有地が、モスクワ領有地となつて

いる。これらの諸領有地が、直ちにポメスチイに轉化したことは述べるまでもない(註18)。特に、タタールの勢力を驅逐して獲得した南露地方は、防衛の必要もあつたが、大部分、ポメスチイ化した(註19)。イワン三世(Иван III, 1462—1505)及びワシリ三世(Василий III, 1505—1533)の前述のような諸政策の遂行は、當然に封建的領主權力の解消となつて、現われている。しかし舊領主及びバイーリンは、奴隸主的大世襲地所有者として殘存した。彼等は、ポメスチイキイとは別個の、特權階級を形成した(註20)。その結果つきに封建的支配權力の完全な拂拭、奴隸制的大世襲地の解消として、集權化の第二段階が現れてくるのである。この運動の主體は、指摘するまでもなくポメスチイ階級であつた。

しかも既に、彼等は階級的組織をもつていたのである(註21)。彼等による奴隸制的大世襲地の解消は、一五五八年の北方戰爭(Ливонская война)の失敗に始まつた。彼等は敗戦の原因を、特權階級の非協力的態度に見出したのである(註22)。これを口實として、ポメスチイキイと、奴隸制的大世襲地所有者との抗争が急速に表面化した。一五六五年、彼等は恐怖手段をもつて、特權の大世襲地所有者を塵殺し、その大世襲地を奪つた。イワン・ワシーリビッチ・グロズヌイ(Иван Васильевич, Грозный, 1533—1584)——イワン雷帝のオブリチニナ(обръчина)(註23)の創設が、この奴隸制的權力解消の政治的結果である。かくして封建的遺制の貴族會議は消滅し、雷帝は、全ロシアの君主「государь всей России」となつたのである。すなわちサモデルジャビエ(самодержавие)——專制政治——とは、集權的支配權力の完全な勝利を意味する。従つて、この段階において、王權の階級的基礎が、最も判然と現われている。述べるまでもなく、それは、小作制的土地所有者、ポメスチイキイであつた。すなわち彼等——ドヴォリヤンストヴォ(дворянство)——貴族階級(註25)——は、既述したその役割を、ゼムスキイ・サポール(земский собор)(註26)を構成することによつて果してしまふ。

以上に、奴隸主的權力——奴隸制が、小作制的權力——小作制に發展的に解消したことを述べた。すなわち、分權的領主權力が解消して、集權的王權が現われた。言いかえれば小作制的收取の普遍化の過程に、國家形態が、集權的形態として現

われてきたのである。

かくして、小作制的土地所有者に課せられた歴史的課題の解答は、王權の生成、集權的國家形態の出現に見出される。しかし、支配權力集權化の要因であつた貨幣經濟の發達は、更らに先行していた(註27)。この發達に對應して、自然的形態による小作料の少からぬ部分が、貨幣に置き代えられてきた(註28)。更らに土地所有者は、自らの經營、すなわち勞働地代(барщина)を實現し始めている(註29)。このような收取の急激な強化が、農民層の抵抗を惹起したことは言うまでもない。この間接的な抵抗は逃亡であつた。ツア勢力の伸長は、農民に逃亡の機會を邊境と云うかたちで與えているのである(註30)。従つて、ポメスチエに勞働力を緊縛することが、土地所有者にとつて最大の問題となつた。政權を掌握した彼等は、經濟的方法ではなく、より積極的な經濟外的方法を案出してきたのである。勞働力の緊縛手段としての國家權力の参加は、既にイワン三世の法律に見出される。しかしそれは極めて不完全なものであつた(註31)。十分な方法及びその實現は、支配權力の集權的なこの段階において始めて可能となつた。すなわち、一五九七年の勅令(указ)(註32)、及び後述の農民戰爭中に現われた一六〇七年の勅令(註33)が指摘される。これらは土地所有者に、逃亡農民を逮捕する權利を與え、同時に逃亡農民を國法上の犯罪者と規定するものである。しかしながら、農民の間接的抵抗に對するこれらの有效な手段は、直接的抵抗を生ぜしめた。一六〇一年に始まる一連の農民戰爭がこれである。連年の凶作、従つてそれに伴う飢饉は、農民の叛亂を更らに激化した。

しかしながら、この叛亂鎮壓の指導的役割は、必ずしもドヴォリヤンストヴォによつて果されていないのである。むしろゴスチによつて解決されたと考えられる。すなわち、商業資本は、土地所有者、ドヴォリヤンストヴォを通じて農民を收取していた。換言すると、當時の商業資本は、隷農制的經濟にしかその生産的基礎を見出し得なかつたのである。従つて收取形態の根底を破壊する運動に對しては、最も鋭敏な反作用を示している。かくして集權的支配權力の階級的基礎は、土地所

有階級のみ獨占ではなくなつた。

一六一三年に成立したロマノフ王朝 (Романовская монархия) の基盤には、大土地所有者と商業資本家との政治的經濟的抱合關係が、認められるのである。

以上は、奴隸制的收取の小作制的收取への發展を指摘し、この發展の據點となつたモスクワ領主權力の發展、すなわちツア權力の出現を述べた。これによればこの發展段階の國家形態は封建的分權的國家形態である。

(註1) モスクワの地名が、最初に古代文獻に現われたのは一四七七年である。この年、スズダリのユリー・ドルゴルキイ (Юрий Долгорукий) は、ノヴホロドの諸領有地攻撃のため出發し、この地をノヴホロド・セルムスキイ (Новгород-Северский) のタリヤージ、スヴィヤトスラフ (Святослав) と會見してゐる。(ロシア年代記、二八三頁)。數年後、ユリーはここに、すなわちモスクワ河とネグリナ河 (Негрина) の合流點に、木柵をめぐらしモスクワと言う町を建てた。當時、この地はスズダリのクニヤージが、南方特にキエフと往來する場合の宿泊地であつた。一三世紀には、未だ長期の特定の支配者が現われていない。年少者のヴロステイにあてられていたのである。その後、スズダリのクニヤージ、ヤロスラフ (Ярослав, 1238—1248) の孫、ダニール (Даниил) が、一二六三年この地をウヂェルとして領有した。(В. Ключевский, соч. ч. II, стр. 3-6; В. Pares, op. cit. p. 73.)

(註2) S. Platonov, op. cit. pp. 89-90.; M. Покровский, Указ. соч. стр. 212-213.

(註3) この地方が、森林と河川によつて防禦されたばかりでなく、諸領有地に圍繞され、南方からの直接的な侵入が避けられた。同時にモスクワ領主が平和的であつたことも指摘し得る。(В. Pares, op. cit. p. 74.; Pokrovsky, op. cit. vol. I, p. 54.)

(註4) タタールの征服以前にも、一種の關稅 (Мит) があつた。しかし彼等はより組織的な稅制を確立した。その一つがタムガである。これは、地方的條件——橋、渡しにより、あるいは市場で商品に課せられた。關稅收入は一五世紀頃まで、汗の財源であつたが、一七世紀まで制度そのものは存続している (ポクロフスキイ、前掲書、二二〇—二二二頁)。

(註5) タタールは收稅制度を確立した。課稅の單位は、個々のソハースなわち「二人の働らき手」である。そして課稅者數 (число) を把握するため、課稅者原簿 (чисное писмо) を作成し、「數えられた者」の保護を諸領主に負わせてゐる。最初、タタール自身がこの徵稅を當つたが、後、イワン一世が徵兵使に任せられた (В. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 21-22.; A. Rambaud, op. cit. vol. I, p. 125.)。

(註9) 一三三八一—一三四〇とするものもある (B. Pares, op. cit. p. 76, 512.)。しかし一般には一三四一年である (S. Platonov の *Genealogical tables* による)。

(註7) キリシヤ正教會は領主の保護の下に生長してきた。すなわち、それは領主的支配権力に從屬していたが、タタールの征服はこの從屬係を破壊した。キリシヤ正教會は、汗及び汗の一族(最初は異教徒その後マホメット教徒となる)のために祈ることを條件として、課税の免除、教會所屬の人民に對する裁判權等の特權を得て、領主の拘束から離れた。しかしこれは領主にとつて快いものではなかつた。これが原因となつてトウヘルの領主はタタールに反抗しよう (M. Pokrovsky, op. cit. vol. I, pp. 55-56.)。タタールのキーエフ侵入後、一時ウラヂミールに避難した大司教は、教會の獨立に伴つて現われた諸領主の抵抗を受け、有力な保護者を必要としてきた。ビョトル大司教 (Митрополит Терп) はカリターに接近した。彼はカリターの助力を得て、モスタワド、ウズメンスキイ寺院 (Успенский собор) を建立した。

(註8) Boyard, The Russian Empire and Czarism, p. 234.

(註6) 彼の後繼者は彼の弟であるが、キーエフ・ルーシ時代の順位制が残つてゐたのではない。彼に全く嫡出子がなかつたのではなく (S. Platonov, op. cit. p. 98.)、六人を數えたが (A. Rambaud, op. cit. vol. I, p. 127. *Genealogy of the House of Rurik* による)、『キエフ』と同様に、『ノスト』で死亡したものと考へられる。

(註10) 「キヤリリンと教會の長老に耳を傾けよ」かくすることによつて「父祖の遺業も又我が燈しびも、消えることはないであらう」 (B. Pares, op. cit. p. 77.)。

(註11) B. Pares, *ibid.* p. 77. : A. Rambaud, op. cit. vol. I, pp. 146-147.

(註12) イワン二世の死後、スズダリの領主ゴットリ (Довгупин) は『ヤリター』汗の與える letters patent (A. Rambaud, op. cit. vol. I, p. 126.)——を得て、大侯となつた。モスタワのキヤリリンは大侯の地位を奪回するために當時十一才であつたゴットリを馬に乗せて、スズダリの首都ウラヂミールに向つた。ここにモスタワ領主は再び大侯の稱號を得ることか出來た (B. Pares, op. cit. p. 77.)。しかし、大侯は單に稱號のみを意味するものではなく、ゴットリは諸領主の實力的中心となり、タタール支配 (Татарщина) からの解放を實行しよう——失敗を終る—— (S. Platonov, op. cit. pp. 94-98.)。

(註13) B. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 232-233.

(註14) 第二章、註8參照。J. Mayor, op. cit. vol. I, p. 24.

(註15) B. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 233-234. ちなむち、キエメンチエの原則が世襲地に滲透してきたのである。しかし一

六世紀後半以降には、逆に世襲地の原則がボメスチエを支配してきた。ボメスチエが世襲化したのである。

(註19) J. Mavor, op. cit. vol. I, pp. 25-26.

(註17) 全ルーシの「タリーヤを手中に収めた」даны были под руки (В. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 22.) の「イワン一世はタリーヤを「ヤウシモンは全領主をその手中に収めた」Simson "the Proud" had "all Russian princes under his hand" (S. Platov, op. cit. p. 92.) のである。しかし領主権力の解消は一六世紀まで待たねばならぬ。

(註18) その一例としてノヴゴロドの場合を擧げてみる。一五〇〇年の文書によると、この區(уезд)に百六のボメスチエが創設せられてゐる。この土地には三千の宅地と、四千の農民とその家族が含まれてゐる。このように、ノヴゴロド地方の農耕適地の半分がボメスチエに轉化された (В. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 285.)。

(註19) リヤシチェンコ「前掲書」二〇一頁。ボメスチエの増加と共に、これらの統括機關——ボメストメイ・プリカース (Поместный приказ)——が生れてゐる。それが中央集権的政治組織として必ずしも十分なものでなかつた。ボタロンスキイ「前掲書」三〇二—三〇三頁。ボメスチエを通じて、集権化の傾向の現われてゐることが認められる (В. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 287. ; J. Mavor, op. cit. vol. I, p. 38.)。

(註20) 領主 (удельные князья) は勤務侯 (служебные князья) となりながら、特權的世襲地——御料地を所有し、司法行政の主要な地位を占めた。彼等のメヤリーシムも又同様である。すなわち「オツチェメトヴォ (отчество) ——身分——が「メスチエ」の地位を決定したものである。彼等は貴族會議 (Боярская дума) を構成する。(ボタロンスキイ「前掲書」三〇一—三〇二頁。В. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 152.)。

(註21) 彼等はオクラドチエキイ (окладчики) を選出して、相互の連絡をはかり、又ロドドヴィエ・プリカシチエキイ (родовые приказчики) と呼ぶ代表に、租税あるはその地方の防衛等の諸問題を討議させた。尙オクラドチエキイは、その後、ゼムスキイ・サボールニイ出席の國政に參與してゐる (В. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 262.)。

(註22) この戦争は「イワン雷帝が「リツォニヤ (Ливония) 地方の獲得を企てたことに始まる。すなわちバルチック海の出口であるリガ (Лига) ヲニスフ (Ревель) 及びナルツマ (Нарва) の諸港を、商業資本が要求したのである。しかしリツォニヤの背後には「ポーランド」メヤリーシムの強國があり、又國內にも「總指揮官である著名の大貴族クルーブンスキイ (Крубский) の疑返りがあつた。その目的は挫折した (A. Ramnaud, op. cit. vol. I, pp. 191-192. ; R. Beazley, Russia, 1918, pp. 117-119. ; M. Pokrovsky, op. cit. vol. I, p. 67.)。

(註23) oprichnina 6 oprich (опричнѣ) 14' apart 6 5 14 separate 14 6 6 (R. Beazley, op. cit. p. 124.)。領有地時代(本論

第二章)領土の寡婦が遺贈によつて所有する世襲地を、オプリチナア(опричинна)と呼んだ(S. Platonov, op. cit. p. 130)。一五六年、イワン雷帝は彼自身のオプリチニナア——特別の王室領——を創設した。これは、中央及び北方の廣大な地域を占め、數都市が包含されている。彼はこの王室領を、彼自身(特別)の貴族、家臣、出納官、保安官、書記、從者等の扶養にあてたのである。すなわち彼は最初數千の精兵を選出し、一時彼等をモスクワの特別の一割に居住させた(B. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 187)。彼等は黒色の馬に乗り、黒衣を着け、鞍の前座に犬の頭をつけ、治安の象徴として帯を持つたと言ふ(B. Pares, op. cit. p. 190)。しかし、オプリチニナアの創設によつて、全領土が二つの範疇に屬したことが注目されねばならぬ。すなわち、前述のオプリチニナアとゼエムシチナア(земщина)とを Все государно разделение на два части, на земщину и опричнину。(B. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 187)。ゼエムシチナアの土地所有者は、ゼエムスキエ・フヤリヒ(земские бояре)すなわちボメスチキイである。しかし、ゼエムシチナアを統括するものは、既述した中央行政機關(приказы)であるが、重要問題にはドゥマ・ゼエムスキイフ・ボヤール(Дума земских бояр)が發言した。オプリチニナアは、言うまでもなく皇帝が統括する。從つて、オプリチニナアの創設は、特權的大世襲地の解消すなわち封建的支配權力の拂拭を可能ならしめてゐる(S. Platonov, op. cit. p. 133)。

(註24) B. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 18. 一四五三年、トルコ人によるコンスタンチノポリ陥落後、ロシアは唯一のギリシヤ正教國となつた。この結果、ツアル(Царь)と第三ローマ帝國の稱號が、モスクワ領主とロシアに與えられた(S. Platonov, op. cit. pp. 114-117)。

(註25) 本論で述べたように特權の大世襲地が消滅したが、本來、一時的保有とするボメスチイが漸次世襲化されてきた。すなわち第一に奉仕を止めた時、その二割が與えられた。第二に奉仕者がそのボメスチイを買取ることを許された。この結果、ボメスチキイは世襲的土地所有者に轉化した(ボメスチイエ制の最終的破棄はビョートル(Перп, 1682-1713)の改革による)。このように世襲化したボメスチイエ所有者は、一般にドヴォリヤニンと呼ばれる。

(註26) 貴族階級の代表機關である。一五五〇年に始めて、この會議はイワン雷帝によつて召集された(B. Ключевский, Указ. соч. ч. II, стр. 398-399)。しかし、一六世紀後半には、貴族以外の代表が見出される。それは商業階級の代表である(ボクロフスキイ前掲書)三〇四——三〇五頁)。

(註27) 「吾が國の經濟的發展の最も完成した時代の一つ」である商業資本主義の時代。一五・六世紀から一七世紀末までに、「封建・世襲地經濟征服の第一歩」を進めた(リヤシチェンコ、前掲書、一七九——一八〇頁)。又、イギリス人は、一六世紀に白海を経て新しい商業路を開いてゐる(М. Ковалевский, op. cit. pp. 27-28)。ウォログダ(Вологда)、ホルモトлуй(Холмогоры)、アルハンゲリスタ

- (Архангельск) 等の都市が對英貿易に參加してゐる (H. Banar, *Kratkii ocherk istorii narodov SSSR*, 1982. ч. I, стр. 7.)。
- (註28) この傾向は一六世紀後半以降に發達してゐる。例えばザトカ (Вятка) 地方の農民は、一六世紀中頃に一六ノイセントは貨幣をもつて支配してゐる (H. Banar, *Указ. соч.* ч. I, стр. 7. *Рязанщина* 前掲書、一九二——一九三頁)。
- (註29) J. Mavor, *op. cit.* vol. I, pp. 48-49.; H. Banar, *Указ. соч.* ч. I, стр. 7. *Рязанщина* 前掲書、一九〇——一九一頁。
- (註30) Казань (Казань) ымстатон (Астрахань) の南部ロシア地方に、一五五六年タール汗の勢力を驅逐した後、多数のボムスチイが設けられた。この地方は殆んど無人地帯であつたため、ボムスチイキイは中央地方の農民を誘致した。従つて、この地方への植民あるは逃亡により、中央地方に一時、無人化の現象が現われてゐる (G. Robinson, *op. cit.* pp. 14-15.)。
- (註31) 農民の移動にある制限を加えてゐる。すなわち、一月二六日のセント・ジョージ祭の前後一週間 (丁度收穫後に當る) を小作契約の解除し得る期間とした。尙、プスコフでは一月四日のセント・ヘイリツプ祭とじてゐる (J. Mavors, *op. cit.* vol. I, p. 48.)。
- (註32) Борис Юдин (Борис Юдин, 1698-1605) ——彼は選舉帝とある (S. Platov, *op. cit.* pp. 145-147.) ——の勅命は「一五九七年九月一日以前の五ヶ年内に、その耕作地から農民が逃亡し、地主がこれを告訴した場合、裁判所は、その農民が生存する限り、その農民及びその家族、財産を、強制的に復歸せしめる地主の正常な權利を、承認せねばならぬ」と規定する (J. Mavor, *op. cit.* vol. I, p. 66.)。
- (註33) 僭稱者ドミトリー (Дмитрий) ——眞のドミトリーは一五九一年殺害されてゐる (S. Platov, *op. cit.* pp. 143-144.) ——の叛亂 (M. Pokrovsky, *op. cit.* vol. I, pp. 72-75.; H. Banar, *Указ. соч.* ч. I, стр. 36-38.) を鎮壓した指導者、大貴族、大商人であつた選舉帝シムエオンキイ (Шуйский) の勅令とある。尙、農民戦争はこれ終止してはゐない。一六一三年まで、連続的に現われてゐる。

むすび

本論は、スラヴ社會に現われた國家形態の發展を、收取形態の發展から考察した。しかして、そこに三つの國家形態の發展段階を見出し得たのである。すなわち、兵商的分權的形態、封建的分權的形態及び封建的集權的形態の諸段階である。第一の段階は、移住後の八世紀から一〇世紀末までである。第二の段階は、土地所有發生の一世紀から一五世紀中頃までである。そして第三の段階は、モスクワ領主の諸領有地征服が始まる一五世紀中頃以降の段階である。

以上の諸段階を、それぞれの社會的・政治的・中心地の地名で表現すると、キーエフ・ルーシ、スズダリ・ルーシ及びモスクワ・ルーシの諸時代となる。

七世紀後半の移住後から一七世紀初頭までのスラヴ社會の發展は、前述のような三段階を指摘することによつて、一般の Chronological な區分と異なるより合理的な時代區分をなし得るのではなからうか。(完)